

副本

平成24年(行ウ)第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原 告 大石光伸 ほか265名

被 告 国 ほか1名

第17準備書面

平成29年10月26日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告国訴訟代理人

岩渕正樹  代

被告国指定代理人

坂本康博  代

樋野一穂  代

寺本孝規  代

伊藤涉  代

中村元昭  代

作沼臣英  代

山神暁恵  代

西尾学  代

菅野剛彦  代

鉢田達人  代

志賀富士夫  代

宮本竜治
倉持高志
高橋正史
小林勝
小川哲兵
大城朝久
矢野諭
仲村淳一
海田孝明
井藤志暢
大野佳史
種田浩司
豊島広史
谷川泰淳
羽田野誉
小野祐一
西崎崇徳
小山田巧
荒川一郎
中川淳

止野友博 一
木原昌二
山田創平
片野孝幸
村上玄
照井裕之
岡本肇
正岡秀章
皆川隆一
角谷愾貴
田尻知之
大塚恭弘
大浅田薰
岩田順一
鈴木健之
三井勝仁
佐藤秀幸
永井悟
佐藤雄一
藤原弘成

目 次

第1 津波に係る規制の合理性（設置許可基準規則5条・40条）	5
1 津波に係る規制の概要	5
(1) はじめに	5
ア 津波発生のメカニズムについて	5
イ 規制の概要について	6
(2) 基準津波策定過程の概要	7
ア 基本方針	7
イ 津波の発生要因の選定	8
ウ 津波波源モデルの設定及び数値計算	9
エ 津波波源のモデル化に当たっての不確かさの考慮	12
オ 基準津波の策定	13
カ 超過確率の参照	15
(3) 耐津波設計の概要	15
2 津波に係る規制が合理的なものであること	16
第2 原告らの主張に理由がないこと	17
1 原告らの主張要旨	17
2 原告らの主張は津波審査ガイドの内容を正解せず、また、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の検討の成果等を看過したものであつて理由がないこと	17
第3 結語	19

被告国は、本準備書面において、設置許可基準規則における津波に係る規制の合理性について主張する。なお、上記規制のうち、設計基準対象施設に係るものは設置許可基準規則 5 条に、重大事故等対処施設に係るものは同規則 40 条にそれぞれ規定されているが、後者は前者に準ずる位置づけであるため（同規則の解釈 [乙Bア第 8 号証・84, 133ないし 137 ページ]），以下、特に断りがない限り同規則 5 条に係る主張は、同規則 40 条に係る主張を含むものとする。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する）。

第 1 津波に係る規制の合理性（設置許可基準規則 5 条・40 条）

1 津波に係る規制の概要

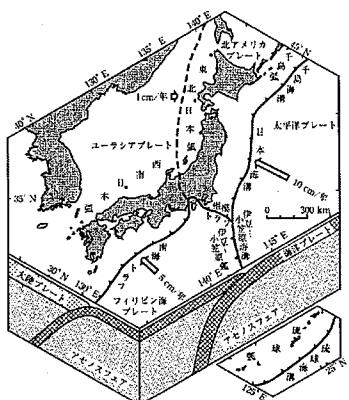
(1) はじめに

ア 津波発生のメカニズムについて

海底は、海底近くで発生する大地震・地すべり・海底火山の活動によって、隆起・沈降する。これによって発生する高波を津波という。

我が国は、下図 1 のとおり、プレート境界に極めて近い位置に存在し、地震の発生確率が高く、これに伴い、津波の発生確率も高いとされている。

図 1

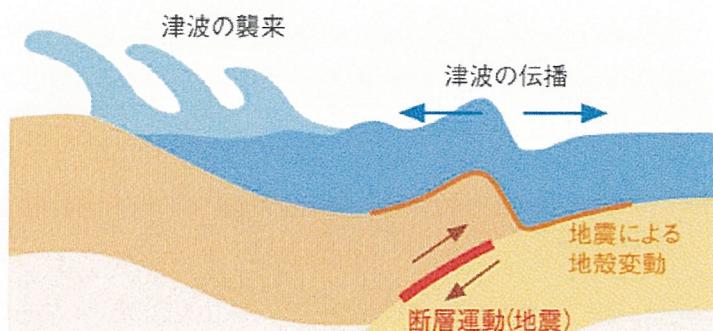


日本列島を取り囲むプレート
(出典：西村裕二郎編著 (2010) 『基礎地球科学 第2版』朝倉書店)

すなわち、地震の原因となる断層運動等が生じると、これにより海底

地形の上下変動が生じる。その結果、その上にある海水も上下することとなり、当該地点から海水が流れ出るか、又は、当該地点に海水が流れ込むことにより、海面が上昇又は下降する。これによって津波が発生するものと考えられている（下図2参照）。そのため、地震の発生確率が高い場合、これに伴い、津波の発生確率も高くなるのである。

図2



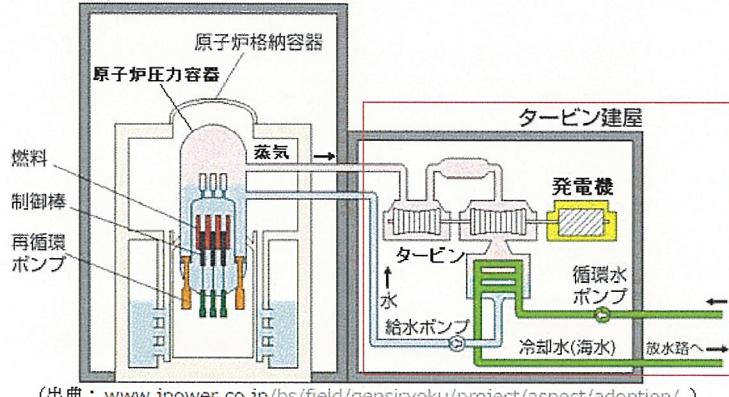
津波の発生メカニズム（出典：気象庁ホームページ）

（以上につき、乙Bア第15号証・247及び248ページ）

イ 規制の概要について

本件原子炉施設のような沸騰水型原子力発電所では、下図3のとおり、原子炉で熱せられた蒸気を用いてタービンを回して発電しており、タービンを回し終えた蒸気は、再度原子炉へ再循環させるために冷却して復水させている。

図3



（出典：www.jpower.co.jp/bs/field/gensiryoukuj/project/aspect/adoption/）

その際の冷却媒体としては、一般に大量の海水が用いられているため、原子力発電所は、上記大量の海水の利用を可能とする海岸沿いに設置されている。

その結果、原子力発電所は、一定の津波の危険にさらされているといえ、これに対する対策が講じられていることが要求されている。

具体的には、まず、「設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」とされている（設置許可基準規則5条）。

これに加えて、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、新たに要求することとなった重大事故等対策に係る施設についても、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」とされている（同規則40条）。

(2) 基準津波策定過程の概要

ア 基本方針

(ア) まず、基準津波は、「最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定することが適切なものを策定すること。」及び「津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定し、不確かさを考慮して数値解析を実施し、策定すること。」とされている。

また、基準津波は、時刻歴波形^{*1}として示すこととされており、その

*1 基準津波の定義地点における津波の高さを時間の経過とともに表したもの（乙Bア第15号証・249ページ〔注1〕）。

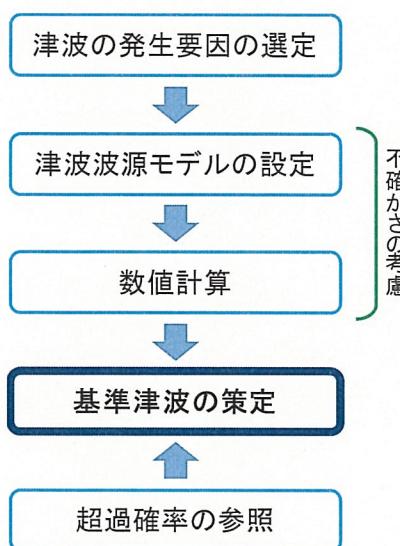
際、「敷地前面海域の海底地形の特徴を踏まえ、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微少となるよう、施設から離れた沿岸域における津波を用いること。」とされている。

さらに、「基準津波の策定に当たっての調査については、目的に応じた調査手法を選定するとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮することによって、調査結果の信頼性と精度を確保すること。」とされている。

(以上につき、設置許可基準規則の解釈別記3の1〔乙Bア第8号証・133ページ〕)

(イ) そして、上記の基準津波の策定に当たっては、下図4のとおり、おむね、津波の発生要因の選定、津波波源モデルの設定、津波の評価を経て策定され、超過確率が参照されるものとされている(設置許可基準規則の解釈別記3の2〔同号証・133及び134ページ〕)。以下、順に説明する。

図4



イ 津波の発生要因の選定

まず、津波の発生要因として、地震のほか、地すべり、斜面崩壊その他の地震以外の要因、及びこれらの組合せによるものを複数選定する(設

置許可基準規則の解釈別記3の1〔乙Bア第8号証・133ページ〕)。

具体的には、津波の発生要因としては、プレート間地震、海洋プレート内地震、海域の活断層による地殻内地震、陸上及び海底での地すべり及び斜面崩壊並びに火山現象（噴火、山体崩壊又はカルデラ陥没等）が挙げられるところ、これらについて、津波発生要因に係る敷地の地学的背景及び津波発生要因の関連性を踏まえ、プレート間地震及びその他の地震、又は地震及び地すべり若しくは斜面崩壊等の組合せについて考慮して、津波の発生要因を選定することとなる（同解釈別記3の2一〔同号証・133ページ〕）。

ウ 津波波源モデルの設定及び数値計算

(ア) 次に、「プレート形状、すべり欠損分布、断層形状、地形・地質及び火山の位置等から考えられる適切な規模の津波波源を考慮すること。」とされている。また、「この場合、国内のみならず世界で起きた大規模な津波事例を踏まえ、津波の発生機構及びテクトニクス的背景の類似性を考慮した上で検討を行うこと。」及び「遠地津波に対しても、国内のみならず世界での事例を踏まえ、検討を行うこと。」などとされている（以上につき、設置許可基準規則の解釈別記3の2二〔乙Bア第8号証・133ページ〕）。

(イ) 津波波源の設定に当たっては、「プレート間地震については、地震発生域の深さの下限から海溝軸までが震源域となる地震を考慮すること。」（設置許可基準規則の解釈別記3の2三〔乙Bア第8号証・133ページ〕）、「他の地域において発生した大規模な津波の沖合での水位変化が観測されている場合は、津波の発生機構、テクトニクス的背景の類似性及び観測された海域における地形の影響を考慮した上で、必要に応じ基準津波への影響について検討すること。」（同解釈別記3の2四〔同号証・134ページ〕）とされている。

そして、津波波源の設定及び基準津波の策定に不可欠である津波の調査に関しても、「津波の調査においては、必要な調査範囲を地震動評価における調査よりも十分に広く設定した上で、調査地域の地形・地質条件に応じ、既存文献の調査、変動地形学的調査、地質調査及び地球物理学的調査等の特性を活かし、これらを適切に組み合わせた調査を行うこと。また、津波の発生要因に係る調査及び波源モデルの設定に必要な調査、敷地周辺に襲来した可能性のある津波に係る調査、津波の伝播経路に係る調査及び砂移動の評価に必要な調査を行うこと。」

(同解釈別記3の2七〔同号証・134ページ〕)、「基準津波の策定に当たって行う調査及び評価は、最新の科学的・技術的知見を踏まえること。また、既往の資料等について、調査範囲の広さを踏まえた上で、それらの充足度及び精度に対する十分な考慮を行い、参照すること。なお、既往の資料と異なる見解を採用した場合には、その根拠を明示すること。」(同解釈別記3の2八〔同号証・134ページ〕)とされている。

(ウ) 以上のとおり、設置許可基準規則の解釈においては、津波波源の設定に当たり、プレート形状等から考えられる適切な規模(マグニチュード)の津波波源が考慮されること、その際には国内外の大規模な津波事例を踏まえて津波の発生機構及びテクトニクス的背景の類似性を考慮した検討が行われることなどが定められている(前記(ア))。また、基準津波策定に係る調査及び評価は、最新の科学的・技術的知見を踏まえること等とされている(前記(イ))。すなわち、設置許可基準規則は、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、原子炉施設に影響を及ぼすものとして合理的に想定される適切な規模の津波波源を設定した上で基準津波を策定するよう求めるものと解される。

(エ) また、基準適合性審査の際ににおける確認事項等を示したマニュアル

として位置づけられる「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」（乙Bア第58号証。以下「津波審査ガイド」という。）においては、津波波源の設定についての確認事項を、I. 3. 3（同号証・2ページ以下）に示している。具体的にいようと、「国内外の津波事例の考慮」についてはI. 3. 3. 1に、「プレート間地震に起因する津波波源の設定」についてはI. 3. 3. 2に、「海洋プレート内地震に起因する津波波源の設定」についてはI. 3. 3. 3に、「海域の活断層による地殻内地震に起因する津波波源の設定」についてはI. 3. 3. 4に、「地すべり等に起因する津波波源の設定」についてはI. 3. 3. 5に、「火山現象に起因する津波波源の設定」についてはI. 3. 3. 6に、それぞれ示されている。

なお、本件原子炉施設は、太平洋側に面しており、津波波源としては、日本海溝といったプレート間地震が主な起因となり得るところ（前記図1・5ページ参照）、津波審査ガイドI. 3. 3. 2「プレート間地震に起因する津波波源の設定」の〔解説〕(2)（乙Bア第58号証・4ページ）においては、プレート間地震に起因する津波波源の設定において対象となる領域として、①千島海溝から日本海溝沿いの領域、②伊豆・小笠原海溝沿いの領域、③南海トラフから南西諸島海溝沿いの領域が示されており、これらの領域から適切なセグメント^{*2}を設定する（同号証・5ページ〔解説〕図1において、①ないし③の対象領域が示されるとともに、①ないし③の領域が区分されており、大まかなセグメントが示されている。）。また、現実に発生し得るか否かは別として、飽くまで参考値として、上記①の領域について最大モーメント

*2 プレート境界面の領域区分。

マグニチュード (Mw) 9.6 程度、上記②の領域について最大モーメントマグニチュード (Mw) 9.2 程度、上記③の領域について最大モーメントマグニチュード (Mw) 9.6 程度と、それぞれの対象領域全体に相当する地震規模が例示されている（同号証・4ページ）。

なお、①の領域については、2011年東北地方太平洋沖地震では宮城県沖の日本海溝近傍においておよそ50メートルを越えるすべりが生じたばかりであり、今後数百年オーダー（今後数百年程度の間）の期間にこの領域で同程度の規模のすべりの発生が起こる可能性は他の地区に比べて小さいとされている（同号証・5ページ）。

(オ) 以上を考慮するなどして、発電用原子炉の設置許可に係る審査においては、各原子炉施設において、最新の科学的・技術的知見を踏まえて、当該原子炉施設に影響を及ぼすものとして合理的に想定される適切な規模の津波波源を設定した上で基準津波が適切に策定されているかどうかが確認される。

エ 津波波源のモデル化に当たっての不確かさの考慮

津波波源の設定に当たっては、津波波源の規模に影響を与える各種のパラメータを用いた波源モデルが設定される。その際、「耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、基準津波の策定の過程に伴う不確かさの考慮に当たっては、基準津波の策定に及ぼす影響が大きいと考えられる波源特性の不確かさの要因（断層の位置、長さ、幅、走向、傾斜角、すべり量、すべり角、すべり分布、破壊開始点及び破壊伝播速度等）及びその大きさの程度並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさを十分踏まえた上で、適切な手法を用いること。」とされている（設置許可基準規則の解釈別記3の2六〔乙Bア第8号証・134ページ〕）。

また、津波審査ガイドI.3.3.7「津波波源のモデル化に係る不確かさの考慮」（乙Bア第58号証・9ページ）においては、次の点を確

認するものとしている。

- (ア) 津波波源のモデル化に当たっては、発生要因に応じて津波波源の規模に影響するパラメータについて不確かさを考慮していること、例えば、地震起因の津波では、断層の位置や走向等の各種パラメータ及びすべりの不均一性等に係る不確かさを考慮していること（津波審査ガイドI. 3. 3. 7(1)）。
- (イ) 複数の震源が連動して破壊が広範囲に及ぶことが想定される場合には、破壊様式（破壊伝播方向、破壊伝播速度）に係る不確かさを考慮していること（同(2)）。
- (ウ) 各種パラメータの不確かさの設定については、その範囲及び科学的根拠が明示されていること、科学的根拠が示せない場合でも、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、安全評価の観点から十分な幅をもって設定されていること（同(3)）。
- (エ) 波源特性の不確かさの要因（断層の位置、長さ、幅、走向、傾斜角、すべり量、すべり角、すべり分布、破壊開始点、破壊伝播速度等）及びその大きさの程度並びにそれらに係る考え方、解釈の違いによる不確かさが偶然的不確実さ及び認識論的不確実さに分類されていること（同(4)）。
- (オ) これら認識論的不確実さの要因については、それぞれの不確実さの幅を設定した上で、全不確実さの組合せをロジックツリーにより明示されていること（同(5)）。

オ 基準津波の策定

以上を踏まえて、基準津波が策定される。

ここで、「基準津波」とは、設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波と定義されるものである（設置許可基準規則5条）。

ただし、基準津波は、施設の安全性を確保するための津波対策の前提

となる津波であり、また、敷地周辺の施設が変わることによる影響を受けないことが必要であるため、その時刻歴波形を示す際には、評価対象となる施設の位置ではなく、前記ア(ア)（7及び8ページ）のとおり、敷地前面海域の海底地形の特徴を踏まえ、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微少となるよう、施設から離れた沿岸域における水位変化が表現されることとなる（設置許可基準規則の解釈別記3の1 [乙Bア第8号証・133ページ]）。

以上の過程を経て策定される基準津波には、「基準津波による遡上^{*3}津波は、敷地周辺における津波堆積物等の地質学的証拠及び歴史記録等から推定される津波高及び浸水域を上回っていること。」及び「行政機関により敷地又はその周辺の津波が評価されている場合には、波源設定の考え方及び解析条件等の相違点に着目して内容を精査した上で、安全側の評価を実施するとの観点から必要な科学的・技術的知見を基準津波の策定に反映すること。」（同解釈別記3の2五 [乙Bア第8号証・134ページ]）が求められる。

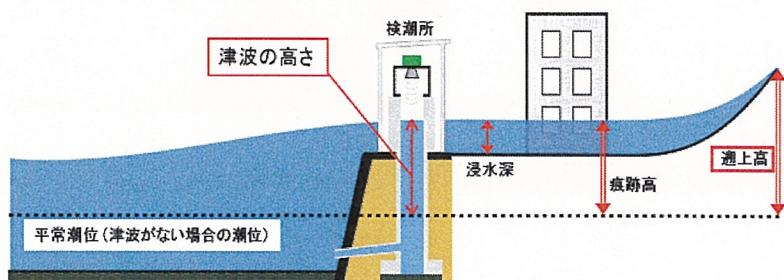
さらに、津波審査ガイドI. 3. 5. 1 (1)においては、「基準津波は、発生要因を考慮した波源モデルに基づき、津波の伝播の影響等を踏まえた津波を複数作成して検討した上で、安全側の評価となるよう、想定される津波の中で施設に最も大きな影響を与えるものとして策定されてい

*3 海岸から内陸へ津波が 機構所における津波の高さと浸水深、痕跡高、遡上高の関係

駆け上がること（右図5

参照）。

図5



（出典：気象庁HP「津波について」を一部改変したもの）

ることを確認する。」とされている（乙Bア第58号証・12ページ）。

これらは、基準津波が、最新の科学的・技術的知見を踏まえた変動地形学的調査、地質調査及び地球物理学的調査結果や歴史記録等から推定される複数の波源から算定される津波のうち、最大（引き波評価の場合は最低）の津波であること、かつ当該地域の既往最大の津波を十分に上回る津波であることを要求するものである。

力 超過確率の参照

その上で、基準津波については、対応する超過確率を参照し、策定された津波がどの程度の超過確率（評価地点における基準津波による水位の超過確率）に相当するかを把握することとされている（設置許可基準規則の解釈別記3の2九〔乙Bア第8号証・134ページ〕）。

(3) 耐津波設計の概要

耐津波設計方針については、被告国第7準備書面第2の3(1)イ（29ないし31ページ）で既に述べたところであるが、改めて概要を述べる。

すなわち、設置許可基準規則においては、基準津波に対し、設計基準対象施設の安全機能が損なわれるおそれがないように、福島第一発電所事故の教訓を踏まえて、以下のような多層的な防護対策を講じることが要求されている。

たとえば、「Sクラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。〔中略〕）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない」ため、「Sクラスに属する設備（浸水防止設備及び津波監視設備を除く。〔中略〕）を内包する建屋及びSクラスに属する設備（屋外に設置するものに限る。）」を「基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する」か、「防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置すること。」とされている（設置許可基準規則の

解釈別記3の3一柱書き及び①〔乙Bア第8号証・134及び135ページ〕)。

○津波防護壁の設置 (敷地内への浸水を防止)



(出典：原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準について」)

○防潮扉の設置 (建屋内への浸水を防止)



(出典：原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準について」)

2 津波に係る規制が合理的なものであること

以上のとおり、津波対策に係る規制としては、津波に対して設計基準対象施設の安全機能が損なわれるおそれのないことや重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計することを要求している。

そして、そのために、基準津波の策定に当たっては、最新の科学的・技術

的知見を踏まえ、かつ、各種の不確かさを十分に考慮した上で、保守的に調査及び評価を行うことを要求しており、その結果策定された基準津波に対しては、適切な防護措置を講ずることを要求しているのである。

したがって、津波に係る規制は、合理的なものであるというべきである。

第2 原告らの主張に理由がないこと

1 原告らの主張要旨

原告らは、津波審査ガイドにおいて、津波波源の設定に際して検討すべき過去の津波の事例のうち日本海側の津波の事例としては、日本海中部地震（1983年、Mw 7.9）などが挙げられている（津波審査ガイド I. 3. 3. 4 [解説] (1) [乙Bア第58号証・7ページ] 参照）にとどまるとした上で、日本海においては今後発生が予想される地震について十分な検証ができていないという状況にあるという「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の指摘もあるとして、津波審査ガイドをそのまま使用することは、最大限安全側に考えるという基本を無視することになりかねないと主張する（原告ら準備書面(10)4-2-4・2)・19及び20ページ、原告ら準備書面(23)第2の3・5ページ）。

2 原告らの主張は津波審査ガイドの内容を正解せず、また、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の検討の成果等を看過したものであって理由がないこと

(1) しかしながら、本件原子炉施設は、太平洋側に面しており、日本海側に通じる海峡からも離れた位置に立地する。そのため、日本海側の海域の活断層による地殻内地震に起因する津波の影響は、極めて小さい。

したがって、そもそも原告らの前記1の主張は、本件原子炉施設と関連性が極めて乏しい事情を指摘するものというほかない。

(2) また、この点をおき、原告らの主張内容それ自体をみても、津波審査ガ

イドを正解しないものというほかない。すなわち、津波審査ガイドI. 3.

3. 4 (1)は、「海域の活断層による地殻内地震に起因する津波波源の設定」に際して、「海域の活断層の調査結果に基づいて、将来の活動を否定できない海域の活断層に想定される地殻内地震を対象に津波波源を設定していることを確認する。」こととし(乙Bア第58号証・7ページ)，その〔解説〕(1)において「海域の活断層による地殻内地震に起因する津波発生事例」として、日本海中部地震津波(1983年，Mw 7.9)等の事例を挙げている。すなわち、日本海中部地震津波等は、飽くまで過去の津波発生「事例」を例示したものにすぎない。かえって、津波審査ガイドI. 3. 3.

1 (5)においては、「地震や津波の発生域と規模は、過去の事例によるだけではそれを超えるものが発生する可能性を否定したことにはならないこと。」と規定し、過去の事例を考慮するだけでは足りないものとしている(同号証・3ページ)。

したがって、あたかも津波審査ガイドが、規制基準として、海域活断層タイプの地震に伴う津波について日本海中部地震津波(1983年，Mw 7.9)などを検討すれば足りるとしているかのような原告らの前記1の主張は、同ガイドを正解しないものというほかない、理由がない。

(3) 更にいえば、原告らの主張は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の検討の成果等を看過したものである。すなわち、国土交通省に設置された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」は、平成25年1月当時、日本海において今後発生が想定される地震について、十分な検証ができているとはいえない状況にあったことを前提に設置されたものである(乙Bア第59号証・4ページ)。そして、上記調査検討会は、上記の状況等を解消するために設置され、関係道府県が防災対策において想定する津波の検討に資するよう、これまでに日本海で発生した地震に関する科学的な研究成果や既往の知見を幅広く整理、分析し、津波の発生要因

となる大規模地震に関する基礎調査（日本海における最大クラスの津波断層モデルのパラメーター設定等）を国として行うこと目的としていた（乙Bア第59号証・6ページ）。

そのため、上記調査検討会は、上記目的に基づき、阿部勝征東京大学名誉教授を座長として、平成25年1月から平成26年8月まで合計8回開催され、地震や津波等に関する専門家らによって日本海で過去に発生した地震や津波に関する検討を重ね、同年9月に詳細な検討結果の報告をした。また、同報告においては、上記調査検討会において検討された日本海側の津波断層モデルにおける最大のモーメントマグニチュード（Mw）は7.9であったとされている（同号証6、15及び22ページ）。

このように、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」は、日本海において今後発生が予想される地震について十分な検証ができていないという状況にあったことから、この点についての十分な検討をし、検討結果を報告しているものである。したがって、同調査検討会が上記の十分な検証ができていないという状況を指摘するのみであり、上記検証がされていないかのような原告らの前記1の主張は、同調査検討会の検討の成果等を看過したものであって、この点においても理由がない。

(4) 以上のとおり、原告らの前記1の主張は、津波審査ガイドの内容を正解せず、また、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の成果等も看過したものであって、理由がない。

第3 結語

以上のとおり、設置許可基準規則5条の規制内容は、合理的なものであり、他方、これが不合理であるとする原告らの主張には、何ら理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

平成24年(行ウ)第15号
東海第二原子力発電所運転差止等請求事件
原告:大石光伸ほか265名

略語	語彙	書面	ページ	備考
数字				
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP) の1990年勧告	第2準備書面	13	
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP) の2007年勧告	第2準備書面	13	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	第6準備書面	21	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	第6準備書面	21	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	第6準備書面	20	
英字				
IAEA	国際原子力機関	第14準備書面	19	
あ				
安全審査指針類	第6準備書面別紙3に列記する旧原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	第6準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	答弁書	24	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	答弁書	59	
安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定。平成13年3月29日一部改訂)	第9準備書面	17	
い				
伊方最高裁判決	最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決	第1準備書面	14	
う				
内田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人内田秀雄の証言	第4準備書面	6	
お				

大崎証言	東京高等裁判所昭和60年(行コ)第68号事件における証人大崎順彦の証言	第3準備書面	11	
か				
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の原子炉等規制法	答弁書	15	第5準備書面から基本用語を変更
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則18条による改正法施行後の原子炉等規制法	第5準備書面	5	答弁書から基本用語を変更
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第13準備書面	7	
き				
気象手引	原子炉安全解析のための気象手引	第4準備書面	6	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	第5準備書面	15	
技術基準適合命令	電気事業法40条に基づく、事業用電気工作物の修理、改造、移転のほか、使用の一時停止、使用的制限の命令	答弁書	11	
技術的能力に係る審査基準	平成25年6月19日原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」	第10準備書面	17	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	11	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第7準備書面	27	
強震動予測レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)	第16準備書面	21	
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	5	
け				
原研	日本原子力研究所	第3準備書面	9	
原告ら主張①	基準地震動の策定が妥当でない旨の原告らの主張	答弁書	21	
原告ら主張②	津波の想定が不十分である旨の原告らの主張	答弁書	21	
原告ら準備書面(2)	平成25年6月27日付け原告らの準備書面(2)	第5準備書面	5	
原告ら準備書面(10)	平成26年5月15日付け原告らの準備書面(10)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(11)	2014年5月15日付け原告らの準備書面(11)	第16準備書面	30	
原告ら準備書面(23)	平成27年3月12日付け原告らの準備書面(23)	第9準備書面	5	
原告ら準備書面(26)	2015年9月17日付け原告らの準備書面(26)	第14準備書面	6	
原告ら準備書面(41)	2017年1月26日付け原告らの準備書面(41)	第15準備書面	5	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第5準備書面	14	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第6準備書面	5	
原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(第21回より、発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	第14準備書面	21	

原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	第6準備書面	20	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5	第5準備書面で略称及び基本用語を変更
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合	第5準備書面	5	答弁書から略称を変更
原子炉等規制法施行令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	第15準備書面	7	
原電	被告日本原子力発電株式会社	第3準備書面	9	
検討用地震	敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第16準備書面	14	
二				
高経年化技術評価	原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(安全上重要な機器等)並びに実用炉則82条1項各号に掲げられた機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価	第15準備書面	6	
後段規制	設計及び工事の方法の認可以降の規制	答弁書	8	
児玉証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人児玉勝臣の証言	第4準備書面	22	
国会事故調査報告書	国会における第三者機関による事故調査結果についての報告書	答弁書	34	
さ				
最高裁昭和48年判決	最高裁昭和48年4月26日第一小法廷判決	第1準備書面	28	
し				
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	5	
地震調査委員会	地震調査研究推進本部政策委員会	第16準備書面	22	
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第14準備書面	21	
地震等検討小委員会	原子力安全基準・指針専門部会に設置された地震・津波関連指針等検討小委員会	第14準備書面	18	
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第16準備書面	21	
地震本部	地震調査研究推進本部	第16準備書面	21	
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	第6準備書面	20	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	5	
重大事故	敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故	第13準備書面	7	
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」	第7準備書面	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	6	

重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	6	
重要度分類指針	平成2年8月30日原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」	第9準備書面	23	
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂させた核燃料物質	第1準備書面	11	
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23に基づき、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずること	答弁書	17	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	答弁書	9	
昭和35年科学技術庁告示	「原子炉の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、許容被爆線量等を定める件」(昭和35年9月30日科学技術庁告示第21号)	第4準備書面	6	
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針(昭和39年5月27日原子力委員会決定)	第3準備書面	6	
昭和45年安全設計審査指針	「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」(昭和45年4月23日原子力委員会決定)	第3準備書面	6	
昭和50年ECCS安全評価指針	「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の安全評価指針について」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	第4準備書面	21	
昭和53年安全評価審査指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針について」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)	第4準備書面	21	
審査会	原子炉安全審査会	第1準備書面	12	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	第6準備書面	29	
せ				
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第5号)	第5準備書面	15	
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	8	
設置法	原子力規制委員会設置法	第5準備書面	5	
線量目標指針	「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力委員会決定)	第4準備書面	6	
そ				
訴訟要件①	非申請型義務付けの訴えの「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、損害を避けるため他に適当な方法がないとき限り」との要件	答弁書	6	
訴訟要件②	非申請型義務付けの訴えの「行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り」との要件	答弁書	6	
た				

耐震設計審査指針 ち	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	答弁書	22	
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	8	
長期保守管理方針	高経年化技術評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針	第15準備書面	6	
つ				
津波審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	第17準備書面	11	
て				
適合性判断等	本件原子炉施設について原子力規制委員会がする、原告らが主張する事項及び内容に関する設置許可基準規則に適合するか否かの判断及び使用停止等処分を発令しないとの判断	第6準備書面	44	
と				
動燃	動力炉・核燃料開発事業団	第3準備書面	9	
に				
認可を受けた延長期間	運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後40年を経過する日までに、高経年化技術評価を行い、この評価の結果に基づき、原子炉等規制法43条の3の32第2項の運転期間延長認可を受けた延長する期間	第15準備書面	7	
ね				
燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	第6準備書面	24	
は				
浜田証言	水戸地方裁判所昭和48年(行ウ)第19号事件における証人浜田達二の証言	第3準備書面	43	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第6準備書面	6	
ひ				
被告会社	被告日本原子力発電株式会社	答弁書	5	
被告国第2準備書面	平成25年7月2日付け被告国の第2準備書面	第3準備書面	5	
被告国第3準備書面	平成25年10月10日付け被告国の第3準備書面	第4準備書面	5	
被告国第5準備書面	平成26年4月30日付け被告国の第5準備書面	第7準備書面	4	
被告国第6準備書面	平成26年8月28日付け被告国の第6準備書面	第7準備書面	4	
被告国第7準備書面	平成26年12月4日付け被告国の第7準備書面	第9準備書面	5	
被告国第11準備書面	平成27年12月17日付け被告国の第11準備書面	第13準備書面	12	
被告国答弁書	平成25年1月10日付け被告国の答弁書	第5準備書面	13	
ふ				
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第6準備書面	13	
福島第一発電所事故	平成23年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所における原子炉事故	答弁書	33	
へ				
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	第5準備書面	5	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第6準備書面	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第6準備書面	29	

ほ				
防災指針	昭和55年、原子力安全委員会により決定された「原子力発電所等周辺の防災対策について」(平成12年「原子力施設等の防災対策について」と改称)	第13準備書面	26	
本件安全審査	本件許可申請についての原子力委員会及び原子炉安全専門審査会による原子炉等規制法24条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に関する審査	第2準備書面	20	
本件安全審査書	昭和47年11月17日付け「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の原子炉の設置に係る安全性について」	第3準備書面	5	
本件訴え変更申立書	平成26年12月18日付け原告らの「訴の変更申立書」	第8準備書面	4	
本件義務付けの訴え	本件原子炉施設の一時使用停止命令を発令することの義務付けの訴え	答弁書	6	
本件許可申請	昭和46年12月21日、被告会社がした本件原子炉の設置許可申請	第2準備書面	18	
本件原子炉	東海第二原子力発電所原子炉	答弁書	5	
本件原子炉施設	本件原子炉及び附属施設	答弁書	5	
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第8準備書面	9	
本件差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	答弁書	7	第8準備書面で略称を変更
本件差止めの訴え	本件設置変更許可処分をすることの差止めを求める訴え	第8準備書面	4	答弁書から基本用語を変更
本件申請書	昭和46年12月付け東海第二発電所原子炉設置許可申請書	第2準備書面	18	
本件設置許可処分	本件原子炉の設置許可処分	答弁書	5	
本件設置変更許可処分	本件設置変更許可申請に対する設置変更許可処分	第8準備書面	4	
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第8準備書面	4	
本件保安規定変更認可申請	被告会社が平成26年5月20日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る保安規定変更認可申請	第8準備書面	9	
本件民事差止めの訴え	被告会社に対する東海第二原子力発電所の運転差止めの訴え	第8準備書面	4	答弁書から略称を変更
本件無効確認の訴え	本件原子炉の設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5	
も				
もんじゅ最高裁判決	最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決	第1準備書面	30	
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決	第1準備書面	16	
り				

立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて	第13準備書面	5	
立地審査指針要求事項①	敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため、重大事故を仮定した上で、目安として、甲状腺(小児)に対し1.5Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は非居住区域であること	第13準備書面	11	
立地審査指針要求事項②	防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため、仮想事故を仮想した上で、目安として、甲状腺(成人)に対し3Sv、全身に対して0.25Svを超える範囲は低人口地帯であること	第13準備書面	11	
立地審査指針要求事項③	社会的影響を低減するため、仮想事故を仮想した上で、目安として、全身線量の人口積算値が例えば2万人Svを下回るように、原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること	第13準備書面	11	
ろ				
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド	第13準備書面	20	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	5	